

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福島県報

目次

告示

○災害対策基本法による指定地方公共機関を指定した件

告示

福島県告示第三百六十八号

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二条第六号に規定する指定地方公共機関として、次の者を指定した。

令和五年五月二十六日

名称

一般社団法人福島県建設業協会

所在地

福島市五月町四番二十五号

福島県知事 内堀雅雄

（災害対策課）